

住生活の安定の確保及び向上の促進に
関する施策の実施状況

～平成26年度～

平成27年8月
国土交通省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が平成25年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定（全部変更））の構成に従って取りまとめたものである。

目 次

I	平成26年度に講じた施策の実施状況	1
1	安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築	
①	住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備	2
②	住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備	8
③	低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案	12
④	移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成	18
2	住宅の適正な管理及び再生	22
3	多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	
①	既存住宅が円滑に活用される市場の整備	26
②	将来にわたり活用される良質なストックの形成	32
③	多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消	36
4	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	38
II	平成26年度に講じた主な連携施策	51
	(参考) 平成27年度における主な新規施策	67

I 平成26年度に講じた施策の実施状況

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築</p> <p>① 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備</p>	<p>1 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内汚染の防止等、住宅の基本的な品質又は性能を確保するため、建築規制を的確に運用する。</p> <p>-----</p> <p>2 住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。また、犯罪の危険性に備え、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律54号）」を平成26年6月4日に公布（平成27年6月1日施行）。	国土交通省
○ 「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士の資質・能力の向上のための措置等を行い、引き続き、建築士法を的確に運用するための施策を実施（平成18年12月20日公布。平成20年11月28日施行）。	国土交通省
○ 「建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号）」を平成26年6月27日に公布（平成27年6月25日施行）。	国土交通省
○ エレベーター、エスカレーターの地震対策に係る基準の改正に伴い、社会資本整備総合交付金「住宅・建築物安全ストック形成事業」の補助対象を拡大。	国土交通省
○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。	国土交通省
○ 同法に基づき、市町村における耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定を促す。 【平成26年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,659市区町村	国土交通省
○ 既存建築物安全性確保推進事業により、地方公共団体の体制整備や建築主等への情報提供等を実施。	国土交通省
○ 住宅用火災警報器の設置率向上に向け、住宅用火災警報器設置対策基本方針に基づき、設置率調査の実施や住宅防火防災対策推進シンポジウムの開催等を実施。 【平成26年6月時点】推計設置率：79.6% 条例適合率：66.9%	消防庁
○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。（再掲）	国土交通省
○ 同法に基づき、市町村における耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定を促す。（再掲） 【平成26年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,659市区町村	国土交通省
○ 既存建築物安全性確保推進事業により、地方公共団体の体制整備や建築主等への情報提供等を実施。（再掲）	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>3 延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、耐震性に優れた住宅の取得を促進。 【平成26年度】申請戸数 68,736 戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を促進するとともに、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け対象の建築物等に対して、通常の助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設。 【平成25年度】耐震診断：約8万7千戸、耐震改修：約1万9千戸</p>	国土交通省
<p>○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。 【平成26年度末現在】掲載品目数：計17種類 3,277 品目</p>	警察庁 経済産業省 国土交通省
<p>○ 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。</p>	警察庁 国土交通省
<p>○ 耐震改修に係る税制特例措置により、既存住宅の耐震改修を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。 【平成26年度】交付決定実績：約0.9万戸</p>	国土交通省
<p>○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進。 【平成26年度】実施地区：144 地区（うち防災街区整備事業地区：3 地区）</p>	国土交通省
<p>○ 住宅地区改良事業により、不良住宅が密集する地区の整備・改善及び健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的な建設を促進。 【平成26年度】12 地区</p>	国土交通省
<p>○ 小規模住宅地区改良事業により、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区の整備・改善、住宅の集団的な建設、建築物の敷地の整備等を促進。 【平成26年度】11 地区</p>	国土交通省
<p>○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。 【平成26年度】実施地区：100 地区</p>	国土交通省
<p>○ 都市防災総合推進事業により、避難路・避難施設の整備や沿道建築物の不燃化、住民の防災活動への支援等を推進。 【平成26年度】事業主体数：159 団体内数</p>	国土交通省
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。 【平成26年度】実施地区：445 地区の内数</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 防災公園街区整備事業により、既成市街地における防災公園と周辺市街地の整備・改善を一体的に促進。 【平成26年度】実施地区：8地区</p>	国土交通省
<p>○ 狭あい道路整備等促進事業により、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備を促進。 【平成26年度】実施地区：39地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 大規模盛土造成地の変動予測と滑動崩落防止工事を支援する宅地耐震化推進事業の促進。 【平成26年度】変動予測：29区市</p>	国土交通省
<p>○ 河川事業により、洪水、高潮等による浸水被害の軽減を図るための築堤、河道掘削等を実施。また、地震・津波対策として堤防嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策等を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 水害と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に促進する他、危機管理を中心とした適応策を実施することにより、流域一体となった総合的な防災対策を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 下水道浸水被害軽減総合事業により、都市機能が集積している地区等で一定規模以上の浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において、雨水貯留浸透施設や排水施設等の整備等による浸水対策を推進。 【平成26年12月末現在】実施地区：128地区（うち事業中57地区、事業完了71地区）</p>	国土交通省
<p>○ 砂防事業により、砂防堰堤や床固工群、山腹工等の砂防設備の整備を実施。 【平成26年度】直轄38水系・山系、社会資本整備総合交付金等において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 地すべり対策事業により、地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁等の地すべり防止施設等の新設・改良を実施。 【平成26年度】直轄12地区、社会資本整備総合交付金等において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけについて、擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置等を促進。 【平成26年度】社会資本整備総合交付金等において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限及び建築物の構造規制等による土砂災害による人的被害軽減のための対策を推進。 【平成26年度末現在】土砂災害警戒区域：約40万箇所（うち土砂災害特別警戒区域：約24万箇所）</p>	国土交通省
<p>○ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧に関し、地方公共団体等に対して技術的支援を円滑・迅速に実施（TEC-FORCE） 【平成26年度】 TEC-FORCE創設（平成20年度）からの派遣人数：39,088人・日（平成27年3月31日現在）</p>	国土交通省
<p>○ 海岸事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。</p>	国土交通省 農林水産省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>4 住宅市街地における交通事故の防止及び防犯性の向上を図る。また、騒音、大気汚染等による居住環境の阻害を防止する。</p>
<p>② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備</p>	<p>5 医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 東日本大震災による建築物被害の状況を踏まえ、平成 23 年度に津波に対し構造安全性等が確保される建築物の技術基準等を整備し、引き続き施策を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 生活道路においては、空間そのものを安全にするという視点に立って、ゾーン設定による最高速度 30km/h の区域規制、車道幅員縮小による路側帯拡幅、物理デバイス設置等の車両の速度抑制方を効果的に組み合わせ、人優先のエリアの形成を推進。</p>	警察庁 国土交通省
<p>○ 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。</p>	警察庁 国土交通省
<p>○ 騒音規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保持を目的として騒音に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における騒音の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表。 【平成 25 年度】工場・事業場騒音、建設作業騒音に係る測定数：716 件 道路交通騒音に係る測定数：58 件</p>	環境省
<p>○ 振動規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保持を目的として振動に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における振動の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表。 【平成 25 年度】工場・事業場振動、建設作業振動に係る測定数：199 件 道路交通振動に係る測定数：64 件</p>	環境省
<p>○ 悪臭防止法に基づき、生活環境保全を目的として悪臭に関する規制基準等を設定するとともに、規制地域内における臭気指数等の測定状況・苦情への対応（測定数等）を公表。 【平成 25 年度】悪臭防止法に基づく測定数：85 件</p>	環境省
<p>○ 大気汚染防止法第 22 条において、都道府県知事等は大気汚染の常時監視が義務づけられており、その結果を環境大臣に報告。この報告を受け、毎年、環境基準の達成状況等を公表。 【平成 25 年度】環境基準達成状況 NO₂：一般環境大気測定局 100% 自動車排出ガス測定局 99.0% SPM：一般環境大気測定局 97.3% 自動車排出ガス測定局 94.7% Ox：一般環境大気測定局 0.3% 自動車排出ガス測定局 0.0% PM_{2.5}：一般環境大気測定局 16.1% 自動車排出ガス測定局 13.3%</p>	環境省
<p>○ 全国火災予防運動などの機会をとらえ、「放火火災防止対策戦略プラン」の周知を図り、「放火されない環境づくり」を推進。</p>	消防庁
<p>○ 下水道事業により、市街地等において下水道の整備を推進。 【平成 26 年度】下水道処理人口普及率：77.0%（※） ※東日本大震災の影響により福島県は調査対象外。</p>	国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。 【平成 26 年度末現在】登録戸数：177,722 戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の行うサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じて、同住宅の供給を促進。 【平成 26 年度】受理戸数：1,529 戸</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>6 ライフステージに応じた住み替えの促進を図るため、住み替え時の金銭負担の軽減等を図るリバースモーゲージの普及の促進等を行う。</p> <p>7 高齢者、障害者、子育て世帯等（以下「高齢者等」という。）の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進する。</p>
	<p>8 公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を通じて、高齢者をはじめとする居住者の生活の利便性の向上を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。</p> <p>○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組に対する支援を実施。</p> <p>○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例による支援を実施。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を実施。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>○ 公営住宅を活用して、老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。 【平成 25 年度末】活用戶数：963 戸</p> <p>○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成。 【平成 26 年度】着手団地数：23 団地</p> <p>○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組に対する支援を実施。(再掲)</p>	<p>厚生労働省 国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。(再掲) 【平成 26 年度】実施地区：100 地区</p>	<p>国土交通省</p>
<p>○ 高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを創設。 【平成 26 年度】実施地区：21 地区</p>	<p>国土交通省</p>
<p>○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成。(再掲) 【平成 26 年度】着手団地数：23 団地</p>	<p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>③ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案</p>	<p>9 住宅ストックのおおむね半数について二重サッシ等の省エネルギー対策を講じることを見据えて、地域性や住宅の構造等を考慮した新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入、既存住宅の省エネリフォームの促進等を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 平成 26 年 11 月「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、建材トップランナー制度の対象として、新たに窓（サッシ及び複層ガラス）を追加。	経済産業省
○ 省エネ改修に係る税制特例措置により、既存住宅の省エネルギー化を促進。	国土交通省
○ 低炭素住宅に係る税制特例措置により、良質な住宅ストックの形成を促進。	国土交通省
○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO2技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。 【平成 26 年度】採択件数：①住宅・建築物省 CO2 先導事業：17 件 ②住宅・建築物省エネ改修等推進事業：250 件 ③住宅のゼロ・エネルギー化推進事業：1,322 件 ④長期優良住宅化リフォーム推進事業：1,039 件	国土交通省
○ 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、住宅・建築物に係るエネルギー使用の合理化の一層の促進、その他の住宅・建築物の低炭素化の促進。 【平成 26 年度末現在】低炭素建築物新築等計画の認定実績 累計 8,100 件	経済産業省 国土交通省 環境省
○ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく住宅・建築物の省エネルギー基準について、断熱性能に加え、設備性能を含め総合的に評価できる基準（改正省エネルギー基準）の完全施行と、住宅・建築物の簡易評価の追加見直しを踏まえ、それらの周知を実施。	経済産業省 国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット 35 Sにより、融資金利の引き下げを通じて、省エネルギー性に優れた住宅の取得を促進。 【平成 26 年度】申請戸数 68,736 戸の内数	国土交通省
○ エコ住宅の新築又はエコリフォームに対しポイントを発行し、そのポイントを被災地の商品やエコ商品等と交換することにより、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を促進（住宅エコポイント制度及び復興支援・住宅エコポイント制度）。 【平成 26 年度末現在】制度開始時（平成 22 年 3 月）からの累計 ポイント発行状況 1,882,763 戸（342,879,860,000 ポイント） 新築 : 1,089,666 戸（291,832,870,000 ポイント） リフォーム : 793,097 戸（51,046,990,000 ポイント）	経済産業省 国土交通省 環境省
○ 一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、エコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行することにより、省エネ住宅の建設やエコリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図る（省エネ住宅ポイント制度）。 【平成 26 年度末現在】制度開始時（平成 27 年 3 月）からの累計 ポイント発行状況：①新築 167 戸（50,100,000 ポイント） ②リフォーム 148 戸（8,409,000 ポイント） ③合計 315 戸（58,509,000 ポイント）	国土交通省
○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。	国土交通省
○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。（再掲） 【平成 26 年度】交付決定実績：約 0.9 万戸	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	10 住宅の省エネルギー性能等のラベリング等による「見える化」の促進、低炭素社会に向けた住まいと住まい方に関する啓発・広報等を行う。

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭のあらゆる要望に応える総合サービスを提供する家庭エコ診断制度を平成 26 年度に創設することを目的とし、家庭エコ診断の推進のための基盤整備を実施。</p> <p>【平成 26 年度】診断数：約 14,000 世帯</p>	環境省
<p>○ 新築住宅及び既存住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度を充実。</p>	国土交通省 環境省
<p>○ 照明や家電、空調等の個別機器の管理・自動操作が可能な高機能型の HEMS を用いて、家庭での CO2 削減・省エネ行動をサポートするシステムを提供し、各家庭のライフスタイルに合わせた低炭素行動の普及促進を目指した実証事業を実施。</p> <p>【平成 26 年度】データの取得・分析実施数：80 世帯</p>	環境省
<p>○ 既存の中小ビルについて、CO2 削減余地等をアンケート調査やモデル的な診断を通じて分析し、省エネ改修による付加価値を算定するほか、環境性能評価が可能となるよう基盤を構築することによる民間主導の省エネ改修の促進、地方公共団体に対する調査データの提供を実施。</p> <p>【平成 26 年度】診断実施件数：約 300 件</p>	環境省
<p>○ 我が国が目指す新たな社会像として、エネルギーが無くても豊かに暮らせる低炭素ライフスタイルを描き出し、新しく低炭素ライフスタイルの尺度を示す NEB (Non-energy benefits) 指標の確立を目指す。</p>	環境省
<p>○ 家庭における低炭素なライフスタイルを促すため、HEMS 設置世帯の大量のデータを活用し、CO2 削減ポイント等の CO2 削減対策の継続的なインセンティブを自立的に設けられるモデルの早期構築に向けた検討を実施。</p> <p>【平成 26 年度】データの取得・分析実施数： 2,169 世帯</p>	環境省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>11 住宅及び住宅市街地の総合的な環境性能を評価する仕組みの普及や住宅のライフサイクルを通じたCO2排出量の低減、再生建材の利用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及び適正処理を図る。</p> <hr/> <p>12 既存住宅の省エネルギー性能の向上のため、簡便な省エネルギー設計・施工技術の開発、普及等を促進する。</p> <hr/> <p>13 森林吸収源対策として、間伐材を含む地域材を活用した住宅生産技術の開発及び普及の促進や消費者等に対する地域材の活用に関する普及啓発等により、住宅の新築及びリフォーム等の際の地域材利用を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO2技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。(再掲) 【平成26年度】採択件数：①住宅・建築物省CO2先導事業：17件 ②住宅・建築物省エネ改修等推進事業：250件 ③住宅のゼロ・エネルギー化推進事業：1,322件 ④長期優良住宅化リフォーム推進事業：1,039件</p> <p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成26年度】実施地区：47地区</p> <p>○ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。 【平成26年度】全国一斉パトロール実施回数：2回(5月、10月)</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>環境省 国土交通省</p>
<p>○ 地球温暖化対策技術開発等事業又はCO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業により、早期に実用化が必要かつ可能な地球温暖化対策技術の開発及び実証研究を実施。 【平成26年度】事業実施件数：58件のうち「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策」に関連するものは、11件。</p>	<p>環境省</p>
<p>○ 石場建て構法を含む伝統的構法木造建築物の設計法について、実践的に使える設計法の構築に向けた取組を実施。</p> <p>○ 地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する取組への支援を実施。</p> <p>○ 国産材住宅に関する情報を消費者に総合的に提供する「日本の木のいえ情報ナビ」において、登録工務店等の情報や、国産材住宅の事例集等を発信。 【平成26年度】「日本の木のいえ情報ナビ」 http://www.nihon-kinoie.jp/</p> <p>○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。</p> <p>○ 地域材の利用を拡大するため、木造建築物等の健康・省エネ等に係るデータを収集する取組を実施。 【平成26年度】実施件数：2件</p> <p>○ 長伐期化に伴って大径化したスギや用途に限られるヒノキ等を利用した新製品・新技術の開発を実施。 【平成26年度】実施件数：5件</p> <p>○ 被災者の住宅再建を支援するとともに、被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域材を活用した木造復興住宅の普及を支援。 【平成26年度実施件数】3件</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省 国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成</p>	<p>14 住宅及び住宅市街地のユニバーサルデザイン化を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域材需要を大きく喚起する対策として、住宅等への地域材の利用に対してポイントを付与し、農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を実施。 【平成26年度】111,117件、316.8億ポイントの発行 ○ 「木づかい運動」の推進により、木を暮らしに取り入れることの良さ等を普及・啓発。 ○ 住宅着工戸数の減少に起因する木材需要の冷え込みの影響を克服するため、幅広い分野における総合的な木材需要拡大策を措置し、林業の成長産業化の実現を図る。 【平成26年度】75団体を採択 	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅等のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等及び維持保全の計画の認定等を実施。 【平成25年度】認定件数：174件 ○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。(再掲) ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、バリアフリー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成26年度】実施地区：47地区 ○ 都市再生機構賃貸住宅の団地再生事業等により、都市再生機構賃貸住宅のバリアフリー化を実施。 【平成26年度】実施地区：49地区 完了地区：4地区 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、バリアフリー性に優れた住宅の取得を促進。 【平成26年度】申請戸数68,736戸の内数 ○ 既設の公営住宅、特定公共賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅等ストックの居住水準の向上と総合的な活用を推進。 ○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、一定のバリアフリー性能を有する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成25年度】バリアフリー対応公営住宅整備戸数：約103万戸 ○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例による支援を実施。(再掲) ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組に対する支援を実施。(再掲) ○ 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。 【平成25年度末現在】管理戸数：986団地(24,904戸) ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。 【平成25年度】管理戸数：約17万戸 ○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>厚生労働省 国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>-----</p> <p>15 高齢者等の利便性の向上の観点を踏まえつつ、都心居住や街なか居住、中心市街地の活性化等を促進する。</p> <p>-----</p> <p>16 景観計画、景観協定、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の活用が図られるための支援や普及啓発、面整備事業の促進等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 民間等が行う省エネ改修工事及び省エネ改修工事と併せて行うバリアフリー改修工事に対し、住宅・建築物省エネ改修等推進事業により、費用の一部を支援。 【平成26年度】採択件数：250件</p> <p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。(再掲) 【平成26年度末現在】登録戸数：177,722戸</p> <p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成26年度】交付決定実績：約0.9万戸</p>	<p>国土交通省</p> <p>厚生労働省 国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進。 【平成26年度】実施地区：51地区</p> <p>○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。 【平成26年度】出資中地区：11地区</p> <p>○ 暮らし・にぎわい再生事業により、中心市街地における街なかへの公共公益施設等の都市機能等の導入を促進。 【平成26年度】実施地区：18地区</p> <p>○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進。 【平成26年度】実施地区：44地区</p> <p>○ バリアフリー環境整備促進事業により、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進。 【平成26年度】実施地区：6地区</p> <p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、バリアフリー性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成26年度】実施地区：47地区</p> <p>○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。 【平成26年度】実施地区：77地区</p> <p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。(再掲) 【平成26年度】実施地区：445地区の内数</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>○ 建築協定、地区計画、総合設計等の規制誘導手法について講習会等において周知を図り、制度の活用を促進。 【平成24年度末】地区計画の累積件数：6,562地区</p>	<p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>17 良好な居住環境の形成に向けて、住民が住宅地のマネジメント活動に主体的に取り組むための環境整備を行う。</p>
<p>2 住宅の適正な管理及び再生</p>	<p>18 戸建住宅を含む住宅ストックについて、維持管理に関する情報の蓄積及び計画的な維持管理方法に関するガイドラインの普及等による居住者による管理体制の充実等、適切な維持管理やリフォームが行われるための環境整備を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 都市における緑地の保全及び緑化に関する各種制度（地区計画等緑化率条例、緑地協定）について、HPを通じた情報提供等を実施し、制度の活用を促進。 【平成25年度末】地区計画等緑化率条例：80件、約1,000(ha) 緑地協定：1,615件、約5,200(ha)</p>	国土交通省
<p>○ 景観法の制度概要や全国で策定された景観計画等について、HPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進。 【平成26年3月末時点】景観計画策定団体数：429、景観地区数：36、景観協定数：47</p>	国土交通省
<p>○ 都市公園や緑地保全事業等により、都市における緑とオープンスペースの確保を推進。 【平成25年度末現在】都市公園等面積：121,473ha</p>	国土交通省
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。(再掲) 【平成26年度】実施地区：445地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを推進。</p>	国土交通省
<p>○ 良好な河川景観の形成・保全の促進を図るため、景観に配慮した取組みを促進。</p>	国土交通省
<p>○ 下水道事業により、下水処理水、雨水を活用したせせらぎ水路などの水辺空間の再生・創出を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 住宅地におけるエリアマネジメント活動について、HPを通じて情報提供を行い普及を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進。 【平成26年度】実施地区：161地区</p>	国土交通省
<p>○ 中古住宅売買時の利用を前提とした基礎的なインスペクションに関し、共通して実施することが望ましい事項をとりまとめた「既存住宅インスペクション・ガイドライン」について、講習の実施や補助事業における活用により普及を促進。</p>	国土交通省
<p>○ リフォーム工事を対象とする検査と保証がセットになったリフォームかし保険の普及促進、リフォーム費用や業者とのトラブル等についての消費者相談等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備。 【平成26年度】 リフォームかし保険 申込み実績：2,493戸 リフォーム相談（住まいるダイヤル）実績：9,305件 弁護士・建築士によるリフォームの無料専門家相談制度（住まいるダイヤル） 52弁護士会で実施申込み実績：884件 リフォーム無料見積チェック制度（住まいるダイヤル）申込み実績：808件 地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,756箇所（※H27.2.1.現在）</p>	国土交通省
<p>○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>19 分譲マンションについて、規模や居住形態等に応じて適正に管理を行うための枠組みづくりや相談体制の整備等を行うとともに、エレベーター等の安全管理を含む適切な長期修繕計画の策定及び修繕積立金額の設定等により適切な維持修繕を促進する。また、老朽化した分譲マンションの再生を促進するため、改修・建替えに当たっての支援や課題の解決を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の普及を促進。 【平成26年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績：592,007戸</p>	国土交通省
<p>○ 長期優良住宅の適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。 【平成26年度】発送数：約12.4万部</p>	国土交通省
<p>○ 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施。 【平成26年度末現在】マンション管理士登録者数：22,446名</p>	国土交通省
<p>○ マンションの大規模修繕に対応した検査と保証がセットになった大規模修繕工事かし保険、マンション大規模修繕セミナーの開催等により、分譲マンションの適切な維持管理及び計画的な修繕を促進。 【平成26年度】 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：618棟 マンション大規模修繕セミナー：12回実施</p>	国土交通省
<p>○ 適正なマンション管理のために管理組合に求められる基本事項について、標準的な対応を全般的かつ具体的に示した「マンション管理標準指針」について、セミナー等を通じて周知。 【平成26年度】 マンション管理適正化推進センターが実施した基礎セミナー数：41回 受講者数：約2,000名</p>	国土交通省
<p>○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。 【平成26年度末現在】登録件数：384件</p>	国土交通省
<p>○ マンション管理の相談事例等がインターネット上で検索できる、マンション管理相談データベース（マンション管理サポートネット）の活用促進。 【平成26年度末現在】利用者数：4,008人</p>	国土交通省
<p>○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成20年6月に策定公表し、セミナー等を通じて普及周知。</p>	国土交通省
<p>○ マンションの大規模修繕に対応した検査と保証がセットになった大規模修繕工事かし保険、マンション大規模修繕セミナーの開催等により、分譲マンションの適切な維持管理及び計画的な修繕を促進。（再掲） 【平成26年度】 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：618棟 マンション大規模修繕セミナー：12回実施</p>	国土交通省
<p>○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。（再掲） 【平成26年度末現在】登録件数：384件</p>	国土交通省
<p>○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成20年6月に策定公表し、セミナー等を通じて普及周知。（再掲）</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>20 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進めるとともに、民間賃貸住宅の活用を図るためのリフォームの促進等を図る。</p>
<p>3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備</p> <p>① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備</p>	<p>21 既存住宅の取引に際し、住宅の品質、性能等に関する情報や住宅関連事業者等に関する情報をインターネット等の活用を含め適切に取得できるようにするとともに、市場における住宅取引のルール徹底を図る。また、既存住宅の購入又はリフォームをしようとする者等が専門的・中立的な立場から助言を受け入れるための環境整備を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を平成23年4月に公表し、セミナー等を通じて普及周知。 ○ 「マンション標準管理規約」を平成23年7月に改正し、セミナー等を通じて普及周知。 ○ 既存共同住宅の再生のための技術情報及び個別技術シート集を取りまとめ、公表。 ○ 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」により、マンション建替組合によるマンションの円滑な建替えを促進。 【平成26年度】マンション建替事業の認可件数：3件 ○ マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けて、管理組合における合意形成をサポートする取組み等を公募・支援し、成功事例の収集・分析等を行う事業を引き続き実施。 ○ マンション建替法の改正に伴い、老朽化マンションの建替え等がさらに促進されることを踏まえ、専門家による相談体制を新たに整備。 ○ 優良建築物等整備事業により、老朽化したマンションの建替えを促進。 【平成26年度】実施地区：3地区の内数 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人住宅の賃貸流通の促進に関して、DIY型賃貸借の一般的な活用に向けた課題解決のため、資金調達の方法や協議・合意すべき内容についての考え方と有効と考えられる取組例を整理し、報告書を取りまとめのうえ、ホームページ等を通じて公表。 ○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成26年度】交付決定実績：約0.9万戸 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制の充実 【平成26年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体で実施しているリフォーム支援制度をホームページで検索できるシステムを平成26年度の情報に更新 ・ 地域におけるリフォーム相談窓口数約1,700箇所 ○ リフォーム費用や業者とのトラブル等に関する相談を含めた住宅に関する消費者相談等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備。 【平成26年度】 <ul style="list-style-type: none"> リフォーム相談（住まいのダイヤル）実績：9,305件 弁護士・建築士によるリフォームの無料専門家相談制度（住まいのダイヤル） 52弁護士会で実施申込み実績：884件 リフォーム無料見積チェック制度（住まいのダイヤル）申込み実績：808件 地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,756箇所（※H27.2.1現在） ○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍調査を促進。 【平成26年度】地籍が明確化された土地の面積：1,151km² 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>-----</p> <p>22 取引時やリフォーム時における建物検査（インスペクション）と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積を促進するなど消費者の不安等の解消を図るための環境整備を行う。また、増改築を行う既存住宅を長期優良住宅として認定するために必要な評価手法等を整備する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示。 【平成26年度】標準地 23,380 地点 (※うち、原子力災害対策特別措置法により設定された警戒区域等内の17地点は調査を休止) 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向などを公表。 【平成26年度】年4回各150地区 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地建物取引業者が宅地建物の購入者等に対して行う重要事項説明の適切な実施を推進。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古住宅取引に必要な情報を効率的に集約・管理するシステムの整備に向け、平成26年3月に策定した「不動産に係る情報ストックシステム基本構想」を基に、実務者の意見を踏まえ、平成26年度にプロトタイプシステムを構築。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅建業者と関連する分野（リフォームやインスペクション等）の事業者が連携する全国の協議会の円滑な活動を支援。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古住宅流通促進に係る課題について多角的に検討することを目的に「中古住宅の流通促進・活用に関する研究会」を開催し、平成25年6月、報告書を取りまとめ。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古住宅・リフォーム市場活性化に向けた基本的方向や取組課題を共有することを目的に、不動産取引実務・金融実務の関係者が一堂に会し、率直かつ自由な意見交換を実施する「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」を開催し、平成27年3月、報告書を取りまとめ。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古不動産取引における宅建業者等による売主の情報開示・買主の情報収集・解釈の補助等に係る先進的取組を支援。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古住宅売買時の利用を前提とした基礎的なインスペクションに関し、共通して実施することが望ましい事項を取りまとめた「既存住宅インスペクション・ガイドライン」について、講習の実施や補助事業における活用により普及を促進。(再掲) 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。(再掲) 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅団地の空き家等の売買又は賃貸化に伴うインスペクションの実施、かし担保保険の活用等をモデル的に行う事業に対する支援を実施。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物検査と保証がセットになった、既存住宅売買かし保険、リフォームかし保険、マンションの大規模修繕かし保険、引き渡し後リフォーム型既存住宅売買かし保険、リフォーム前の現況調査部分も保険対象とするリフォームかし保険等により、消費者が安心して中古住宅の取得やリフォーム工事を行える市場環境を整備。 【平成26年度】 既存住宅売買かし保険（宅建業者販売タイプ） 申込み実績：6,822 戸 既存住宅売買かし保険（個人間売買タイプ） 申込み実績：1,430 戸 リフォームかし保険 申込み実績：2,493 戸 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：618 棟 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会」を開催し、既存住宅の長期優良住宅化のための基準案の検証、制度化に向けた検討等を実施した。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 買取再販事業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた中古住宅を取得する場合の登録免許税の特例措置を創設。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中古不動産取引における宅建業者等による売主の情報開示・買主の情報収集・解釈の補助等に係る先進的取組を支援。(再掲) 	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>23 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定及び管理状況や不動産の個別の取引価格に関する情報提供並びに地方定住の促進に資する郊外・田園居住や二地域居住等の実現に向けた情報提供等を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅建業者と関連する分野（リフォームやインスペクション等）の事業者が連携する全国の協議会の円滑な活動を支援。（再掲） ○ 中古住宅流通促進に係る課題について多角的に検討することを目的に「中古住宅の流通促進・活用に関する研究会」を開催し、平成25年6月、報告書を取りまとめ。（再掲） ○ 中古住宅・リフォーム市場活性化に向けた基本的方向や取組課題を共有することを目的に、不動産取引実務・金融実務の関係者が一堂に会し、率直かつ自由な意見交換を実施する「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」を開催し、平成27年3月、報告書を取りまとめ。（再掲） 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。（再掲） 【平成26年度末現在】登録件数：384人 ○ 中古住宅取引に必要な情報を効率的に集約・管理するシステムの整備に向け、平成26年3月に策定した「不動産に係る情報ストックシステム基本構想」を基に、実務者の意見を踏まえ、平成26年度にプロトタイプシステムを構築。（再掲） ○ 中古住宅流通促進に係る課題について多角的に検討することを目的に「中古住宅の流通促進・活用に関する研究会」を開催し、平成25年6月、報告書を取りまとめ。（再掲） ○ 中古住宅・リフォーム市場活性化に向けた基本的方向や取組課題を共有することを目的に、不動産取引実務・金融実務の関係者が一堂に会し、率直かつ自由な意見交換を実施する「中古住宅市場活性化ラウンドテーブル」を開催し、平成27年3月、報告書を取りまとめ。（再掲） ○ 平成25年度に策定した「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を受け、「戸建住宅価格査定マニュアル」の改訂に向けた検討等を実施。 ○ 不動産の取引価格情報を四半期毎にとりまとめ、インターネットを通じて公表。 【平成26年度】アクセス件数：8,522万件 ○ 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約の際に、土地の利用目的の審査等の措置を実施。 ○ 指定流通機構（レインズ）から成約価格情報の提供を受け、東京証券取引所から東証住宅価格指数の試験配信を平成26年12月まで実施。平成27年1月からは一般財団法人日本不動産研究所が引き継ぎ、不動研住宅価格指数として試験配信を実施。 ○ 不動産取引情報提供システム（RMI）により、指定流通機構（レインズ）の取引価格情報を消費者向けに提供。開示対象区域の拡大を実施。 ○ 近年の欧米発の金融危機を受けてIMF等の国際機関が作成した不動産価格指数（住宅）に関する国際指針に基づき、不動産価格指数（住宅）を日本銀行等と連携して開発し、平成24年8月より試験運用を開始、平成27年3月に本格運用に移行した。 【平成26年度】本指数の配信回数：12回 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>24 消費者による事業者の選択を支援するための情報提供の促進や多様な業種が参画する市場環境の整備を行う。リフォーム技術の開発や地域の工務店等のリフォーム技術の向上の促進、構造躯体（スケルトン）を活かした内装、設備、間取り（インフィル）等のリフォームによる住宅の質の向上に関する普及啓発や、老朽化した共同住宅に係る検査・改修技術等の開発・向上及び普及等を行う</p>
<p>② 将来にわたり活用される良質なストックの形成</p>	<p>25 耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図るとともに、住宅性能表示制度に係る手続の合理化、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う意識の醸成等を行い、将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制の充実。(再掲) 【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体で実施しているリフォーム支援制度をホームページで検索できるシステムを平成 26 年度の情報に更新 ・ 地域におけるリフォーム相談窓口数約 1,700 箇所 	国土交通省
<p>○ 各保険法人のホームページにリフォームかし保険、既存住宅売買かし保険等を利用する登録事業者を掲載するとともに、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録された事業者を検索できるサイトを公開。 【平成 26 年度末現在】</p> <p>リフォームかし保険 登録事業者数：8,947 事業者 既存住宅売買かし保険</p> <p style="padding-left: 40px;">売主が宅建業者の場合 登録事業者数：3,028 事業者 売主が宅建業者以外の場合 登録事業者数：524 事業者</p>	国土交通省
<p>○ 宅建業者と関連する分野（リフォームやインスペクション等）の事業者が連携する全国の協議会の円滑な活動を支援。(再掲)</p>	国土交通省
<p>○ 中古不動産取引における宅建業者等による売主の情報開示・買主の情報収集・解釈の補助等に係る先進的取組を支援。(再掲)</p>	国土交通省
<p>○ 消費者の住まいに関する多様なニーズに対応し、独自のビジネスモデルで他の事業者と差別化された強みを有する事業者を「先進的なリフォーム事業者」として表彰。 【平成 26 年度】表彰件数：21 件</p>	経済産業省
<p>○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の普及を促進。(再掲) 【平成 26 年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績：592,007 戸</p>	国土交通省
<p>○ 長期優良住宅の適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。(再掲) 【平成 26 年度】発送数：約 12.4 万部</p>	国土交通省
<p>○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省 CO₂ 技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。(再掲) 【平成 26 年度】採択件数：①住宅・建築物省 CO₂ 先導事業：17 件 ②住宅・建築物省エネ改修等推進事業：250 件 ③住宅のゼロ・エネルギー化推進事業：1,322 件 ④長期優良住宅化リフォーム推進事業：1,039 件</p>	国土交通省
<p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、耐久性能等に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成 26 年度】実施地区：47 地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット 35 S により、融資金利の引き下げを通じて、耐久性・可変性に優れた住宅の取得を促進。 【平成 26 年度】申請戸数 68,736 戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ 長期優良住宅に係る税制特例措置により、良質な住宅ストックの形成を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進。 【平成 26 年度】＜住宅性能評価戸数＞ (新築住宅) 設計評価：143,563 戸、建設評価：105,977 (既存住宅) 186 戸 ※当該実施状況は平成 26 年 12 月末現在の速報値である</p>	消費者庁 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>26 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。また、木造住宅に対する国民の高いニーズを踏まえ、木材が安定的に供給されるための加工・流通体制の整備等を推進するとともに、木造住宅の設計者、技能者等の育成、部材・工法等の技術開発、伝統的な技術の継承・発展、生産体制の整備等により、将来にわたり活用される木造住宅の供給を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。(再掲)	国土交通省
○ 資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備促進に対する支援を実施。	国土交通省
○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援。	国土交通省
○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。(再掲)	国土交通省
○ 石場建て構法を含む伝統的構法木造建築物の設計法について、実践的に使える設計法の構築に向けた取組を実施。(再掲)	国土交通省
○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。 【平成26年度末現在】基本方針策定：48市町村、建設計画認定：21計画	国土交通省
○ 地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する取組への支援を実施。(再掲)	国土交通省
○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。(再掲)	農林水産省 国土交通省
○ 資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備促進に対する支援を実施。(再掲)	国土交通省
○ 長伐期化に伴って大径化したスギや用途が限られるヒノキ等を利用した新製品・新技術の開発を実施。(再掲) 【平成26年度】実施件数：5件	農林水産省
○ 被災者の住宅再建を支援するとともに、被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域材を活用した木造復興住宅の普及を支援。(再掲) 【平成26年度実施件数】3件	農林水産省
○ 中高層建築物等の木造化・木質化を促進するために、これらの建築物の建設に必要な知見を有する建築士等の担い手を育成。 【平成26年度】実施件数：4件	農林水産省
○ 地域材需要を大きく喚起する対策として、住宅等への地域材の利用に対してポイントを付与し、農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を実施。(再掲) 【平成26年度】111,117件、316.8億ポイントの発行	農林水産省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	27 良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、建材等の標準化等を推進する。
③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消	<p>28 長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、定期借地制度の活用の促進、定期借家制度の活用等による持家の賃貸化を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>29 既存ストックを活用しつつ、高齢者等向けの賃貸住宅の供給や三世帯同居・近居への支援を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本工業標準調査会において審議した、建築技術分野のJIS規格を公示。 【平成26年度】制定：7件、改正：73件、廃止：5件 	経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林物資規格調査会において、木材関係のJAS規格を審議。 【平成26年度】改正：1件、廃止：1件 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業により、民間金融機関による相対的に低利な長期固定金利の住宅ローンの安定供給を促進。 【平成26年度】申請戸数：95,796戸 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業において、MBSを安定的に発行。 【平成26年度】MBS発行額：12,438億円 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期借家制度に関するパンフレットについて、HPを通じた情報提供を実施。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期借家権に関するQ&Aについて、HPを通じた情報提供を実施。 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。(再掲) 【平成26年度末現在】登録戸数：177,722戸 	厚生労働省 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組に対する支援を実施。(再掲) 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構の行うサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じて、同住宅の供給を促進。(再掲) 【平成26年度】受理戸数：1,529戸 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成25年度】管理戸数：約17万戸 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲) 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯とその支援世帯に対し、都市再生機構賃貸住宅への入居に係る優先的取扱を実施。 【平成26年度】(新規賃貸住宅の倍率優遇) 優遇措置対象戸数：152戸 	国土交通省
<p style="text-align: center;">(既存賃貸住宅の近居促進)</p> <p style="text-align: right;">優遇措置対象戸数：597,587戸</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。(再掲) 【平成26年度】交付決定実績：約0.9万戸 	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>30 賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図る。また、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。</p> <p>-----</p> <p>31 高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用するための住み替えに対する支援を行う。</p> <p>-----</p> <p>32 空家の再生及び除却や情報提供等により空家の有効活用等を促進する。</p>
<p>4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p>	<p>33 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給する。このため、国民所得や住宅市場の動向等を踏まえつつ、公営住宅の家賃制度等について適切に見直しを行うなど施策の推進を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、指定住宅紛争処理機関による紛争処理（あっせん、調停、仲裁）を実施。 【平成26年度】申請受付件数：あっせん4件、調停152件、仲裁2件 ○ 賃貸住宅標準契約書・定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ 民間賃貸住宅の退去時におけるトラブルを未然に防止するため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ サブリース契約における当事者間紛争の未然防止を図るため、サブリース住宅原賃貸借標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。（再掲） ○ 賃貸住宅管理業者登録規程に基づき、賃貸住宅管理業者の登録を実施。（国土交通省告示、平成23年9月30日公布、平成23年12月1日施行） 【平成27年3月末現在】登録業者数：3,538業者 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」を実施。 【平成26年度末現在】契約完了件数：658件 ○ サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を実施。（再掲） 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅等の活用及び除却を行う地方公共団体等の取組を支援。 ○ 空き家の活用・適正管理・除却について、所有者に対する相談体制の整備や管理ビジネスの育成・普及を支援。 【平成26年度】補助金交付件数：27団体 ○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。（再掲） 【平成26年度】交付決定実績：約0.9万戸 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成25年度】管理戸数：約216万戸 ○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。（再掲） 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>34 住宅確保要配慮者がそれぞれの入居者の特性に応じて、適切な住宅を確保できるよう、公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行い、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等を図る。</p>
	<p>35 既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、地域住宅協議会の活動等を通じて、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。(再掲) 【平成25年度】管理戸数：約216万戸	国土交通省
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成25年度】管理戸数：約17万戸	国土交通省
○ 離職退去者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用。 【平成26年度末現在】公的賃貸住宅入居決定戸数3,954戸(累計)	厚生労働省 国土交通省
○ 都市再生機構賃貸住宅の供給等を実施。 【平成26年度】新規賃貸住宅の供給戸数：740戸 リニューアルによる改良：2,172戸	国土交通省
○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、機構が整備した敷地を民間事業者に賃貸することにより、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進。 【平成26年度】公募地区：1地区	国土交通省
○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、組織する居住支援協議会を支援。 【平成26年度】補助金交付件数：23団体	国土交通省
○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲)	国土交通省
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成25年度】管理戸数：約17万戸	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>36 地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、必要な応急仮設住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。</p> <p>-----</p> <p>37 高齢者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 東日本大震災においては、平成26年度末までに岩手県外6県で応急仮設住宅の建設を行い、被災県を含む各都道府県で民間賃貸住宅等の借上げを実施。 【平成26年度】入居状況（平成27年4月1日時点） ・入居戸数：37,398戸 民間賃貸住宅等の借上げ状況（平成27年4月1日時点） ・借上げ戸数：45,299戸</p>	内閣府
<p>○ 大雨等その他の災害においては、長野県外2県で応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅等の借上げを実施。 【平成26年度】入居状況（平成27年4月1日時点） ・入居戸数：34戸 民間賃貸住宅等の借上げ状況（平成27年4月1日時点） ・借上げ戸数：33戸</p>	内閣府
<p>○ 住宅金融支援機構の行う災害復興住宅融資により、災害で滅失・損傷した家屋の復旧を促進（東日本大震災への対応として、融資金利の引き下げや元金据置期間の延長等を実施するとともに、宅地に被害が生じた場合について、宅地の補修に係る資金を支援する災害復興宅地融資を実施。） 【平成26年度】受理戸数：2,648戸</p>	国土交通省
<p>○ 東日本大震災における災害公営住宅の整備や、東日本大震災及び平成26年8月の豪雨による災害で被害を受けた公営住宅等の復旧を支援。 【平成26年度末時点災害公営住宅の整備状況】・用地確保済：27,715戸・工事完了9,330戸 【平成26年度既設公営住宅等復旧事業】68戸（福島県、京都府）</p>	国土交通省
<p>○ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建のための支援を実施。 【平成26年度】実施世帯数：10,452世帯（基礎支援金：2,635世帯、加算支援金：7,817世帯）</p>	内閣府
<p>○ 被災者の住宅再建を支援するとともに、被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域材を活用した木造復興住宅の普及を支援。（再掲） 【平成26年度実施件数】3件</p>	農林水産省
<p>○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅等のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等及び維持保全の計画の認定等を実施。（再掲） 【平成25年度】認定件数：174件</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 既設の公営住宅、特定公共賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅等ストックの居住水準の向上と総合的な活用を推進。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。（再掲） 【平成25年度】管理戸数：約17万戸</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進等を行うことにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成。（再掲） 【平成26年度】着手団地数：23団地</p>	国土交通省 (UR)
<p>○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組に対する支援を実施。（再掲）</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。(再掲) 【平成25年度末現在】管理戸数：986団地(24,904戸)</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。(再掲) 【平成27年3月末現在】登録戸数：177,722戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引き下げを通じて、バリアフリー性に優れた住宅の取得を促進。(再掲) 【平成26年度】申請戸数68,736戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成26年度】47地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 民間等が行う省エネ改修工事及び省エネ改修工事と併せて行うバリアフリー改修工事に対し、住宅・建築物省エネ改修等推進事業により、費用の一部を支援。(再掲) 【平成26年度】採択件数：250件</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者に対する支援を行う居住サポート事業により、障害者の地域生活への円滑な移行を促進。 【平成26年4月1日現在】事業実施自治体数：220市区町村</p>	厚生労働省
<p>○ 公営住宅を活用した小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業を実施する場所の容易な確保及び事業の普及促進を実施。</p>	厚生労働省
<p>○ 公営住宅を活用して、老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。(再掲) 【平成25年度末】活用戶数：963戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 市町村が実施する地域生活支援事業の一事業である日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具の給付)により、在宅の重度身体障害者(児)等の住環境の改善等を促進。 【平成25年度】日常生活用具給付等事業の実施市町村数 1,724 / 1,741 (99.0%)</p>	厚生労働省
<p>○ 福祉ホーム事業により、住居を求めている障害者に対する低料金での居室その他の設備の利用、日常生活に必要な便宜供与を促進。 【平成26年度】施設数：157施設</p>	厚生労働省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 共同生活援助（グループホーム）の実施により、共同生活住居に居住する障害者に対して、主として夜間等における介護や、相談その他の日常生活上の援助等の便宜供与を促進。※平成 26 年 4 月から、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化。 【平成 25 年度】共同生活介護・共同生活援助における共同生活住居数：15,106 戸</p>	厚生労働省
<p>○ 共同生活援助（グループホーム）の利用者が負担する居住に要する費用を対象として、利用者 1 人当たり月額 1 万円を上限に補足給付を実施。 【平成 26 年度】補足給付算定者数：91,246 人</p>	厚生労働省
<p>○ 在宅の要介護者・要支援者が行う手すりの設置、段差解消等の住宅改修に対し、介護保険を給付。 【平成 25 年度】費用額：478 億円、給付費：430 億円</p>	厚生労働省
<p>○ 子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を実施。（再掲） 【平成 26 年度】交付決定実績：約 0.9 万戸</p>	国土交通省
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例による支援の実施。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、一定のバリアフリー性能を有する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成 25 年度】バリアフリー対応公営住宅整備戸数：約 103 万戸</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
その他分野横断的な施策	

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 平成23年度から平成32年度を計画期間とする住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)にて設定された目標(「安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築」、「住宅の適正な管理及び再生」、「多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」)並びにその達成のために必要な基本的な施策を総合的かつ計画的に推進。</p>	国土交通省
<p>○ 平成24年10月に「住生活月間」を開催し、各種イベント・広報活動を実施。</p>	国土交通省
<p>○ 学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」(平成20年3月策定)に関し、HPへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。</p>	文部科学省 国土交通省
<p>○ 「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」を改訂し、HPへの掲載や関係業界等を通じ、周知徹底を実施。</p>	経済産業省

Ⅱ 平成26年度に講じた主な連携施策

平成26年度に講じた連携施策一覧

防犯

○防犯性能の高い建物物品の開発・普及

防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物物品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。

【平成26年度末現在】掲載品目数：計17種類3,277品目

＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.cp-bohan.jp/>

○共同住宅に係る防犯対策

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞

○防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。

＜警察庁、国土交通省＞

（関連HP）http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000005.html

（防犯まちづくり関係省庁協議会とりまとめ）

防災

○海岸事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を行う。

＜農林水産省、国土交通省＞

交通安全

○生活道路における交通安全対策

生活道路においては、空間そのものを安全にするという視点に立って、ゾーン設定による最高速度30km/hの区域規制、車道幅員縮小による路側帯拡幅、物理デバイス設置等の車両の速度抑制方を効果的に組み合わせ、人優先のエリアの形成を推進。

＜警察庁、国土交通省＞

環境

○住宅エコポイント制度

エコ住宅の新築又はエコリフォームに対しポイントを発行し、そのポイントを被災地の商品やエコ商品等と交換することにより、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を促進。

【平成26年度末現在】制度開始時（平成22年3月）からの累計

ポイント発行状況 1,882,763戸（342,879,860,000ポイント）

新築 : 1,089,666戸（291,832,870,000ポイント）

リフォーム : 793,097戸（51,046,990,000ポイント）

<経済産業省、環境省、国土交通省>

○都市の低炭素化の促進に関する法律

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、住宅・建築物に係るエネルギー使用の合理化及び低炭素化の一層の促進。

【平成25年度末現在】低炭素建築物新築等計画の認定実績 累計4,121件

<経済産業省、環境省、国土交通省>

○住宅・建築物の省エネルギー基準の見直し

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく住宅・建築物の省エネルギー基準について、断熱性能に加え、設備性能を含め総合的に評価できる基準を施行するとともに、住宅・建築物の簡易評価の追加見直しを実施。

<経済産業省、国土交通省>

○住宅省エネラベル制度の充実

新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度を充実。

<経済産業省、国土交通省>

○建設リサイクル法に関するパトロールの実施

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。

【平成26年度】全国一斉パトロール実施回数2回（5月、10月）

<環境省、国土交通省>

○木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の活動において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。

<農林水産省、国土交通省>

高齢者・障害者等

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、同住宅の登録・公開を実施。

【平成26年度末現在】登録戸数：177,722戸

<厚生労働省、国土交通省>

○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用して、老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。

【平成25年度末】活用戶数：963戸

<厚生労働省、国土交通省>

○離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施。離職退去者の居住の安定確保に向け、公営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲内で、公営住宅等の空き家を活用し離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保。

【平成26年度末現在】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,954戸（累計）

<厚生労働省、国土交通省>

○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成25年度末現在】管理戸数：986団地（24,904戸）

<厚生労働省、国土交通省>

全般

○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

<文部科学省、国土交通省>

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

○消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進

【平成26年度】<住宅性能評価戸数>

（新築住宅）設計評価：143,563戸、建設評価：105,977戸

（既存住宅）186戸

※当該実施状況は平成26年12月末現在の速報値である

<消費者庁、国土交通省>

基本的な施策2（警察庁、経済産業省、国土交通省）

防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

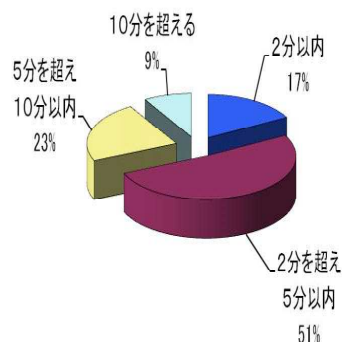
- H14.11：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16.4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16.5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H23.3：目録への登載内容を整理するなどの見直しを実施
- H27.3：17種類・3,277品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数

種 類	掲 載 数		
	H16.4.1	H27.3.31	
1 ドア(A種)	389	522	
2 ドア(B種)	511	673	
3 ガラスドア	低層住宅用	37	94
	ビル用	51	58
4 上げ下げ内蔵ドア	低層住宅用	30	66
	ビル用	5	10
5 引戸	19	72	
6 ガラス引戸(自動を含む)	—	54	
7 錠	錠	69	127
	電気錠	—	22
	1ドア2ロックセット	9	17
	シリンダー	25	48
	サムターン	14	37
8 サッシ	引き形式(低層住宅用)	140	305
	引き形式(ビル用)	198	159
	開き形式(低層住宅用)	135	210
	開き形式(ビル用)	211	85
	折りたたみ形式(低層住宅用)	—	31
	折りたたみ形式(ビル用)	—	11
	上げ下げ形式(低層住宅用)	69	85
	上げ下げ形式(ビル用)	—	5
9 ガラス	51	151	
10 ウィンドウフィルム	20	26	
11 雨戸	雨戸	11	13
	2分仕様	9	—
12 面格子	67	170	
13 窓シャッター	窓シャッター	56	85
	2分仕様	33	—
14 重量シャッター	重量シャッター	20	20
	特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15 軽量シャッター	51	59	
16 オーバーヘッドドア	—	9	
17 シャッター用スイッチボックス	40	45	
計	2,281	3,277	



侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

(関連ホームページ)
防犯性能の高い建物物品の
開発・普及
<http://www.cp-bohan.jp/>

津波・高潮危機管理対策緊急事業（海岸事業）

1. 目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 内容

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、以下の施策を総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査）
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧ 漂流物防止施設の整備
- ⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）



サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

概要

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進する。（高齢者住まい法改正（平成23年10月20日施行））

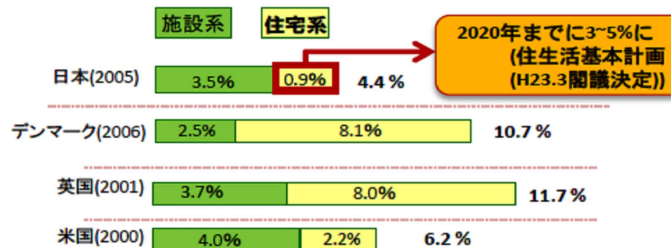
施策の現状・背景

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状。

高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、
 高齢者人口：
 約2,900万人→約3,600万人
 高齢者単身・夫婦世帯：
 約1,000万世帯→1,245万世帯

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」を創設

概要

【登録基準】

《住宅》

・床面積(原則25㎡以上)、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》

・サービスを提供すること。(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

《契約》

・高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること

【事業者の義務】

・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明)
 ・誇大広告の禁止

【指導監督】

・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・指示等)

* 高円賃・高専賃(登録制度)、高優賃(供給計画認定制度)の廃止

* 高齢者居住支援センター(指定制度)の廃止

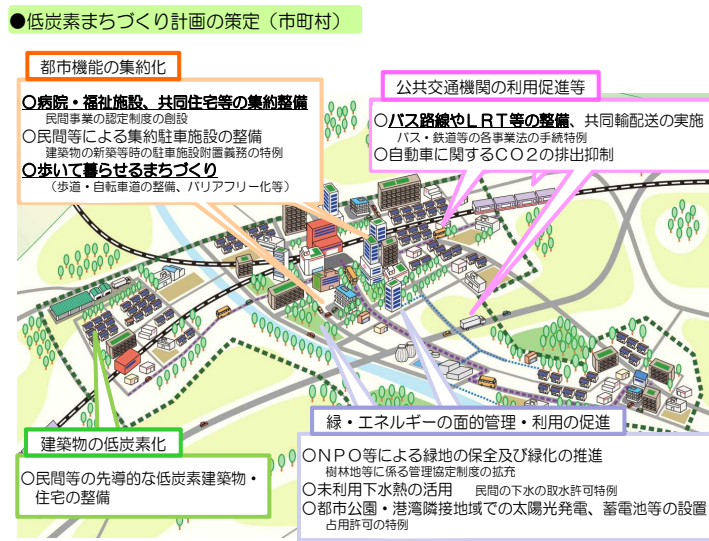
- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法による「定期巡回随時適応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及

都市の低炭素化の促進に関する法律

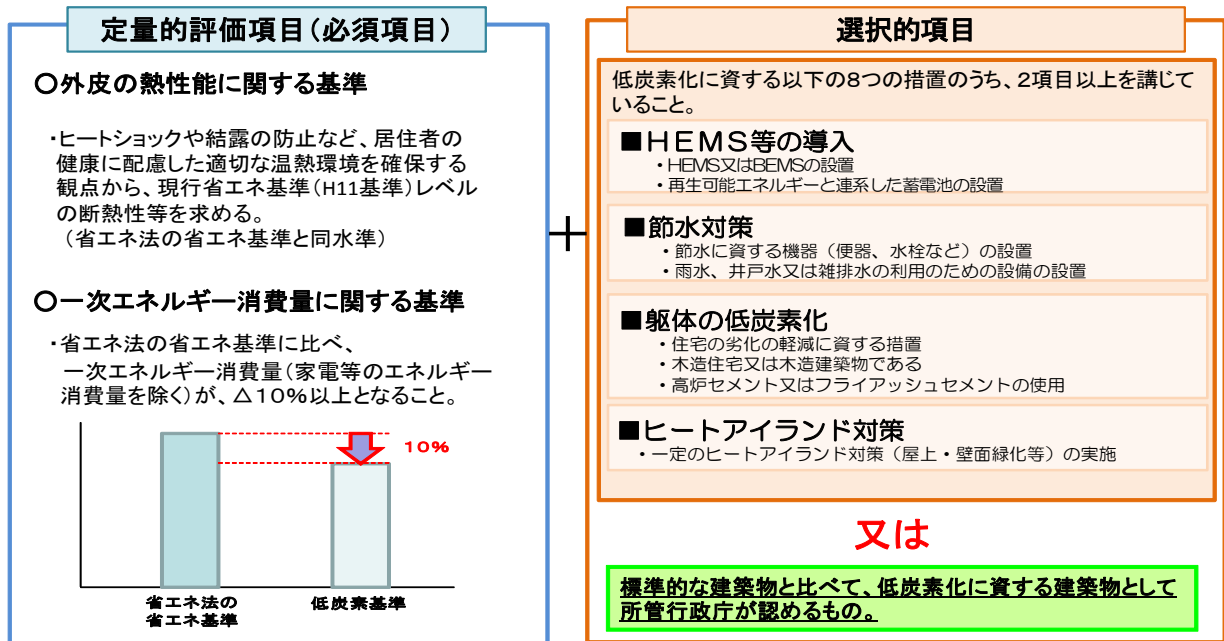
1. 背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需要の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要。

2. 概要



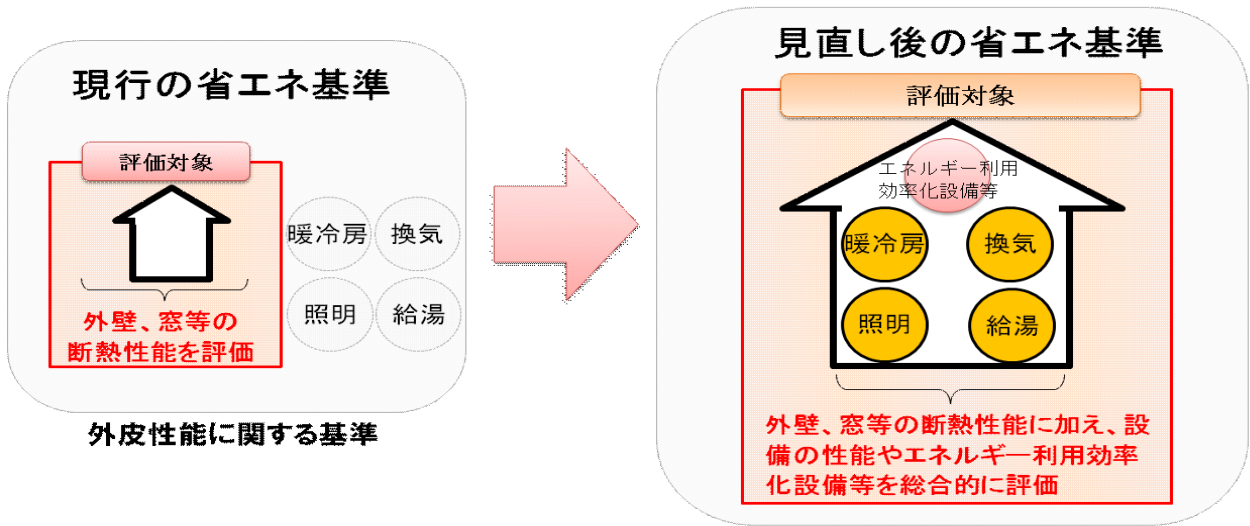
3. 低炭素建築物の認定基準の策定（平成24年12月4日施行）



住宅・建築物の省エネルギー基準の見直し

1. 概要

住宅については、外壁、窓等の断熱性能に加え、暖冷房、換気、給湯、照明設備の性能やエネルギー効率化設備等を総合的に評価する基準に見直しを実施する。（平成25年10月1日施行、1年半の経過措置を経て、平成27年4月1日から完全施行）



外皮性能に関する基準 + 一次エネルギー消費量に関する基準

見直し後の省エネ基準

○外皮の熱性能に関する基準

- ・ヒートショックや結露の防止など、居住者の健康に配慮した適切な温熱環境を確保する観点から、現行省エネ基準（H11基準）レベルの断熱性等を求める。

+

○一次エネルギー消費量に関する基準

- ・外壁や窓の断熱性
- ・以下の設備の性能
- ・暖冷房
- ・給湯
- ・換気
- ・照明
- ・エネルギー効率化設備等

総合的に評価

(参考)現行の省エネ基準

○外壁や窓の断熱性を仕様等により評価

天井断熱 180mm

外壁断熱 100mm

連続する防漏気密層

床断熱 100mm

東西窓の日除け

南窓の軒ひさし

窓は複層ガラス(可能なら断熱リッシ)

IV地域仕様

○昭和55年に制定され、平成4年、平成11年に順次強化

(GJ/年・戸)

●年間暖冷房エネルギー消費量*の試算

基準	年間暖冷房エネルギー消費量 (GJ/年・戸)
S55以前	28
S55基準	20
H4基準	17
H11基準	13

※国交省において、一定の仮定をおいて試算





住宅省エネラベル制度の充実

1. 目的

エネルギーの使用の合理化に関する法律第86条において、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、一般消費者に対し省エネ性能の表示に努めることとされたことから、本条に基づく告示※1を制定し、住宅事業建築主はその販売する戸建住宅について住宅事業建築主の判断の基準※2に適合する旨の表示をすることができることとしている。

2. 概要

住宅事業建築主の判断の基準に適合する場合、下記に従い、住宅省エネラベルを表示することが可能。

	登録建築物調査機関の評価を受けた上で表示する場合(第三者評価)	建築主等が自ら性能を評価して表示する場合(自己評価)
住宅事業建築主の判断の基準に適合し、かつ、省エネ判断基準※3の外皮性能に関する基準にも適合する場合	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 登録建築物調査機関評価 / 平成 年度</p>	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適 自己評価 / 平成 年度</p>
住宅事業建築主の判断の基準には適合するが、省エネ判断基準の外皮性能に関する基準には適合しない場合	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:一 登録建築物調査機関評価 / 平成 年度</p>	 <p>住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:一 自己評価 / 平成 年度</p>

※1 「住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針」（平成21年国土交通省告示634号）

※2 「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）

※3 「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）又は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」（平成25年国土交通省告示第907号）

木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

1. 目的

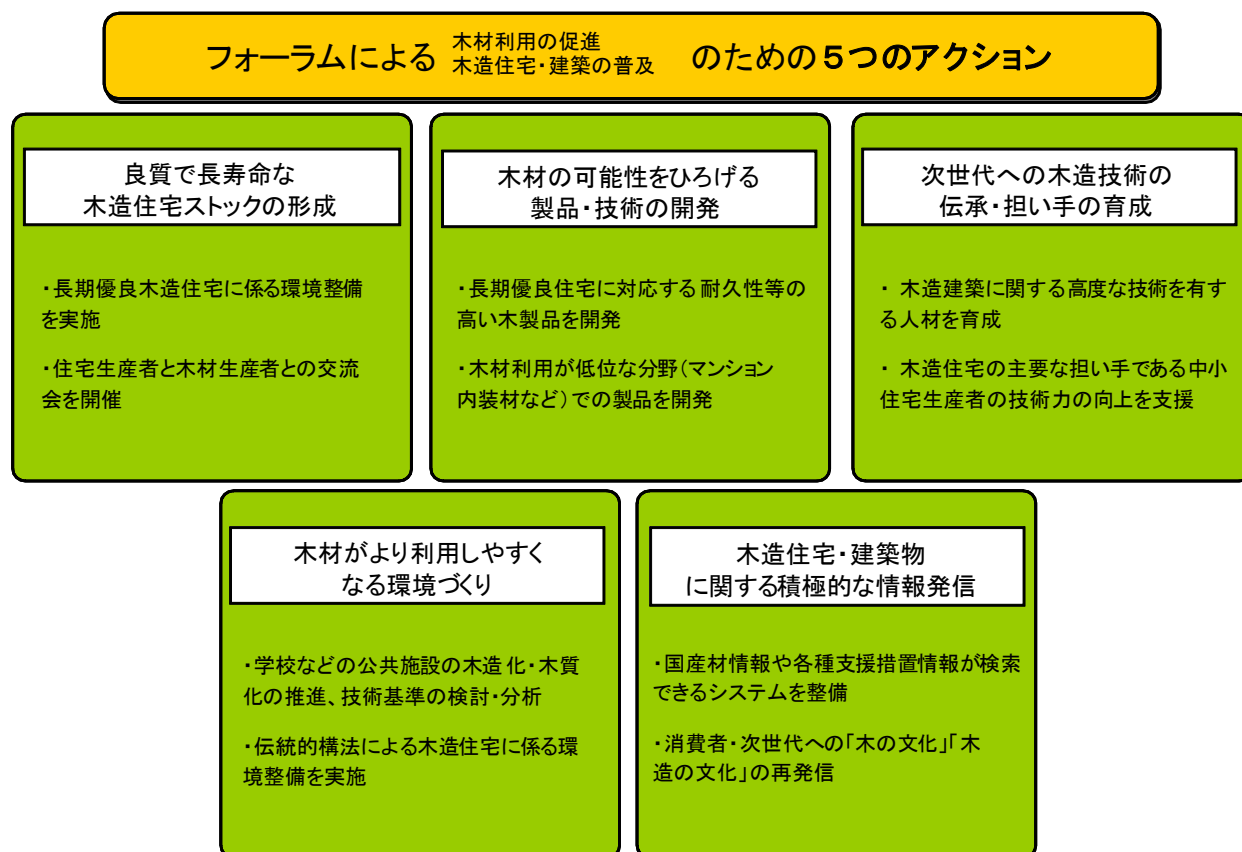
我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。



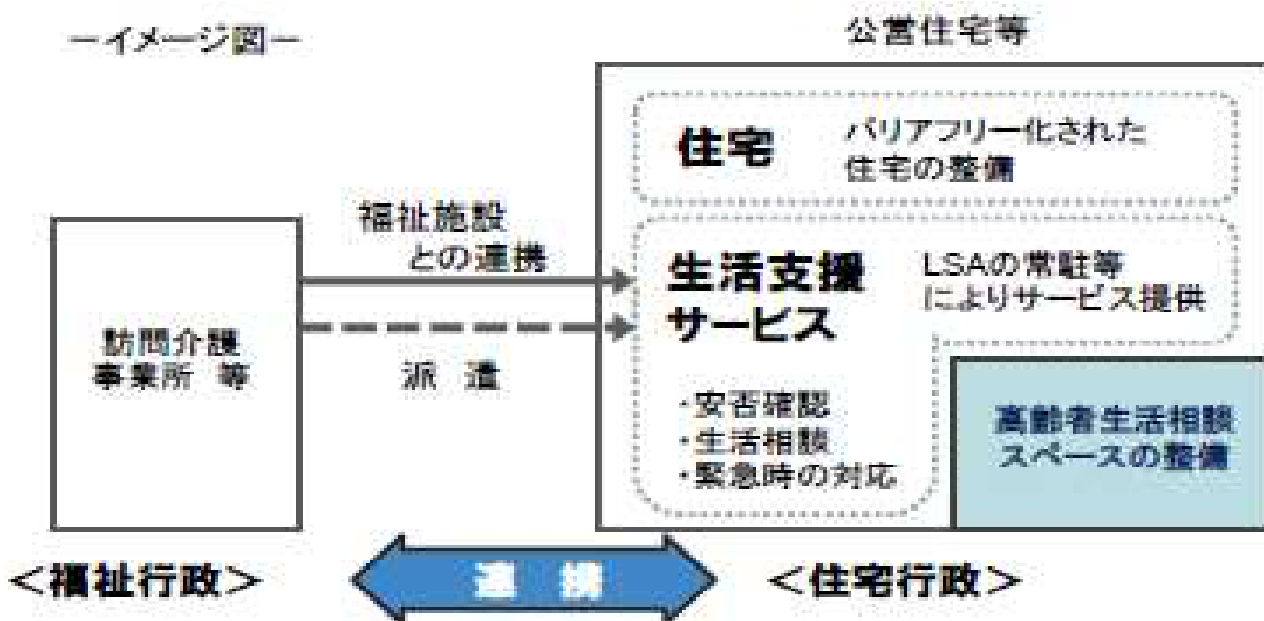
シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者等の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者等の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者等の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要
(概念図)

イメージ図



入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者等の利用に配慮した設備等の整備に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

(2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の person 費について助成を行う。

離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置。
- (3) 離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

3. 実績

平成27年3月31日現在

離職退去者の居住安定 確保に向けた対策の進捗状況について

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	8,248	4,494	101	192	304	3,157
入居決定戸数	3,954	2,999	85	83	168	619
入居決定人数	6,372	4,879	98	154	359	882

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

公営：公営住宅

改良：住宅地区改良事業により整備された住宅

地優賃：特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅

公社：地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅

UR：URが供給する賃貸住宅

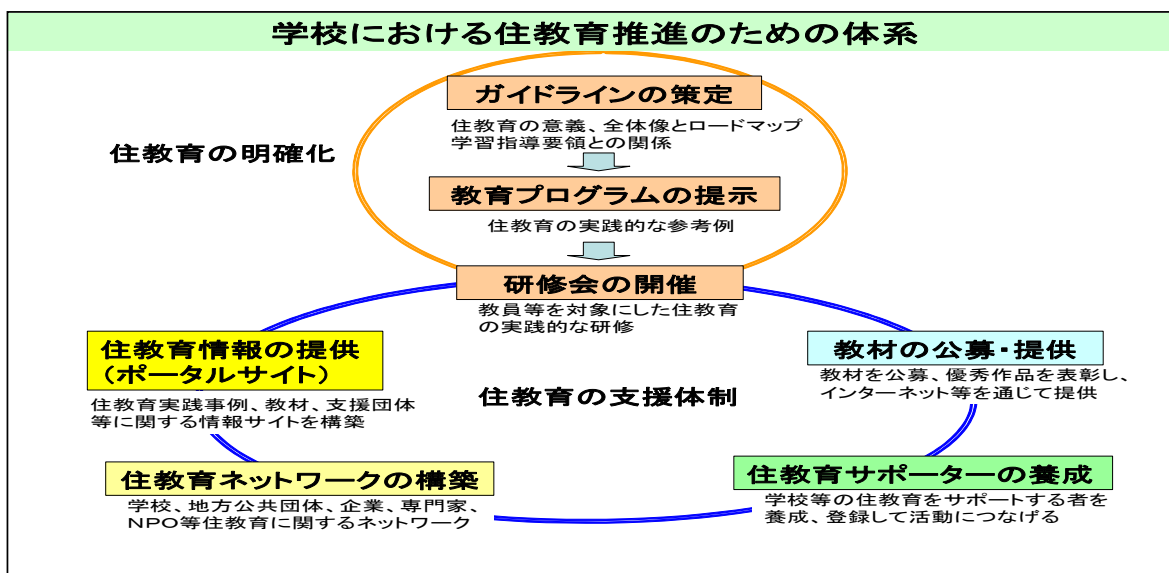
住教育の推進

1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図った。

平成25年度においても、引き続き、学校における住教育の効果的な推進を図るため、インターネットを活用した情報発信等を通じ、教育現場への普及を促進した。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

(参考) 平成27年度における主な新規施策

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の創設

1. 目的

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対して良質な民間賃貸住宅を供給するため、既存ストックを活用し、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資するリフォームやコンバージョンを行う事業への支援を行う。

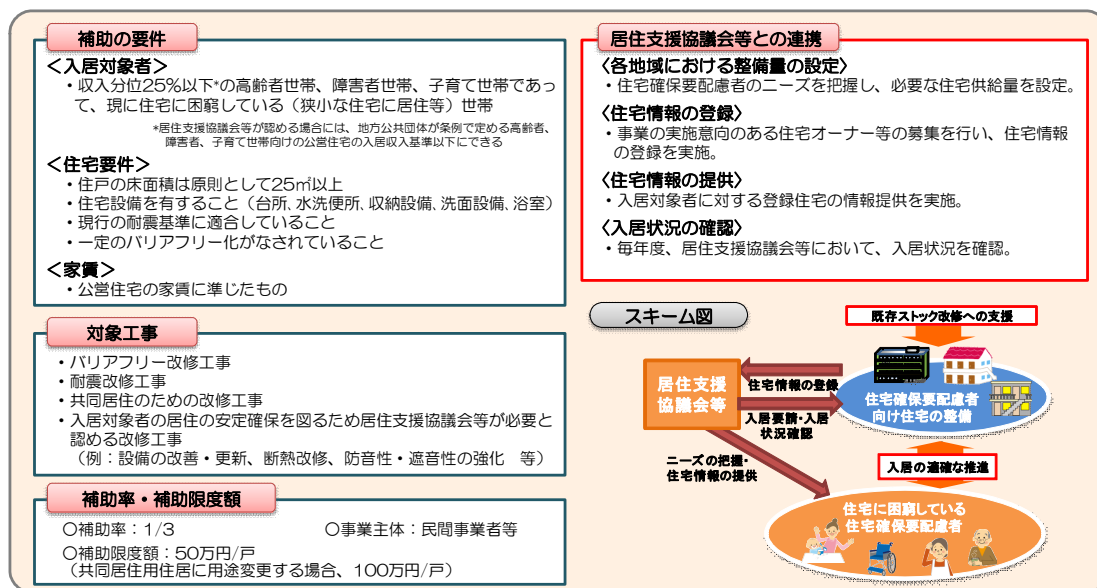
2. 内容

住宅確保要配慮者の入居や、居住支援協議会等へ整備住宅の情報を登録すること等を条件として、既存ストックを改修する工事に要する費用の一部を国が補助する。（補助率：1/3、補助限度額：50万円/戸等）

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の創設

27年度予算 25億円

○住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援する。



密集市街地総合防災事業

1. 目的

高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を推進する。

2. 内容

(1) 事業内容

地方公共団体が地域ごとに協議会をつくり、民間事業者等との連携のもと、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の誘導・整備を行うなどにより、密集市街地の総合的な環境整備を行う事業。

(2) 対象地区

以下のいずれかの要件を満たす密集市街地であること。

- ・区域内の住宅戸数密度が30戸/ha以上であること
- ・区域内の住宅等の過半が老朽化した木造住宅等であること

3. 交付予定先・事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等

○密集市街地総合防災事業の創設

平成27年度予算:30億円(皆増)

高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進する。

事業要件

- ・複数の主体(地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、地域防災組織等)が連携する協議会有ること
- ・区域に係る整備計画を策定すること 等

対象事業

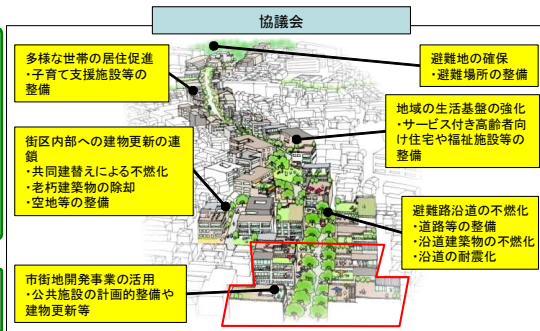
- 住宅戸数密度が一定以上等の要件を満たす密集市街地において、整備計画に基づき行われる、以下の事業
- ①社会資本整備総合交付金の基幹事業等の交付対象となる事業(補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)
 - 住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、狭あい道路整備等促進事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、空き家再生等推進事業、都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、街路事業、都市公園・緑地等事業
 - ②以下の補助事業(民間事業者等に対する直接補助、補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)
 - 防災・省エネまちづくり緊急促進事業、スマートウエルネス住宅等推進事業、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業
 - ③総合防災促進事業

補助率

- ①及び② 各事業の補助率、補助限度額に準じる。
 - ③ 地方公共団体:国1/2、それ以外:国1/3、地方1/3
※ただし、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。
- 以下の事項は、従来の事業(国1/3、地方1/3)よりも高い補助率を適用
- ・地区公共施設整備:国1/2、地方1/2
 - ※民間事業者が行うもので、整備後に地方公共団体が管理するものに限る。
 - ・住宅・建築物の共同施設整備:国2/3、地方1/3

事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構及び民間事業者等



重層的住宅セーフティネット構築支援事業の創設

1. 目的

高齢者、障害者及び子育て世帯等、市場において自力では適正な住宅を確保することが困難な者に対し、重層的な住宅セーフティネットを効率的かつ効果的に整備する必要があることから、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用し、重層的な住宅セーフティネットの構築を推進し、高齢者、障害者等の居住の安定確保を図る。

2. 内容

(1) 公営住宅に係るPPP／PFI導入推進事業

・補助内容：導入候補団地等の抽出やPPP／PFI手法が有効と考えられる併設機能・集約余剰地活用策の検討等の条件整理・事業提案等の基本構想策定段階に必要な調査に要する経費

・事業主体：民間事業者等

・限度額：15,000千円／事業主体

(2) 居住支援協議会活動支援事業

・補助内容：住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に要する経費

・事業主体：住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等

・限度額：10,000千円／協議会等

(3) サービス付き高齢者向け住宅登録制度の円滑な運用支援事業

・補助内容：サービス付き高齢者向け住宅の登録状況等に係る調査・分析や事業者等に対する登録制度及び関連制度等の周知・普及に係る取組みに要する経費

・事業主体：民間事業者等

・限度額：30,000千円／事業主体

(4) 賃貸住宅関連相談・連携円滑化支援事業

・補助内容：民間賃貸住宅に係るトラブルを未然防止するための研修や関係機関の連携体制の強化に要する経費

・事業主体：民間事業者等

・限度額：35,000千円／事業主体

3. 補助率

定額

4. 事業期間

平成27年度～平成31年度

住宅金融支援機構による中古住宅取得・リフォームの支援等

1. 目的

中古住宅・リフォーム市場の活性化等のため、住宅金融支援機構のフラット35において、リフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資を実施するとともに、住宅融資保険事業により、民間金融機関による住宅取得資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローンの供給を支援する。

2. 内容

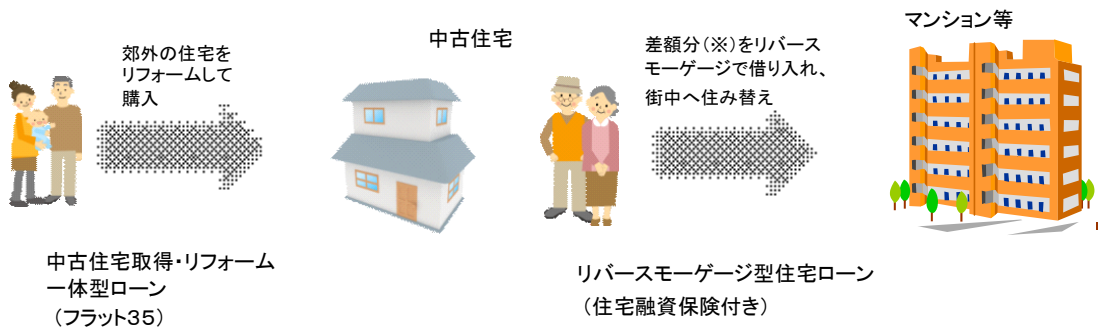
(1) フラット35における中古住宅取得・リフォーム一体型ローンの実施

フラット35において、中古住宅の購入に付随して行うリフォームに係る費用を対象に追加する。

(2) リバースモーゲージに係る住宅融資保険の付保対象の拡大

民間金融機関が行う住宅取得資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローン(死亡時一括償還型融資)について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象に追加する。

中古住宅活用・住み替えの促進のイメージ



※マンション等購入代金と中古住宅の売却代金の差額分

公営住宅整備事業等の拡充 (公営住宅の非現地建替えの支援)

1. 目的

居住誘導区域内の公営住宅の建替えを促進するため、居住誘導区域内において、非現地で建替え等を行う場合、除却費等に対する補助を行う。

2. 内容

○ 事業内容：

居住誘導区域内に存する公営住宅を除却し、居住誘導区域内に再建等する場合の除却費等（除却費・移転費）を補助対象に追加する。

○ その他（経過措置）：

平成30年度末までに事業開始する場合、平成30年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、居住誘導区域の見込み地内に存する公営住宅を除却し、区域に再建する場合であっても除却費等を対象とする。

地域型住宅グリーン化事業の創設

1. 目的

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。

2. 内容

本事業に取り組もうとする、流通事業者、建築士、中小工務店等からなるグループによる、「『地域型住宅』生産の基本方針」及び「『地域型住宅』生産の共通ルール」等に関する提案を募集。

優れた提案に対し、これら提案内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が提案を採択。

採択されたグループに所属する中小工務店によって供給される、木造の長期優良住宅、ゼロエネルギー住宅及び認定低炭素住宅並びに認定低炭素建築物等の一定の良質な建築物（非住宅）の整備に対して支援。

3. 事業主体

民間事業者等

4. 補助率

①長寿命型

1/2（建設工事費の1割以内の額で、戸当たり100万円を上限（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり120万円を上限）とする。）

②高度省エネ型

1/2（建設工事費の1割以内の額で、ゼロエネ住宅については戸当たり165万円（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり185万円を上限）、低炭素住宅については戸当たり100万円を上限（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり120万円を上限）とする。）

③優良建築物型

1/2（床面積1㎡当たり10,000円を上限とする。）

5. 事業期間

①平成27年度～平成29年度

6. 平成27年度予算額（国費）

110億円

グループの構築

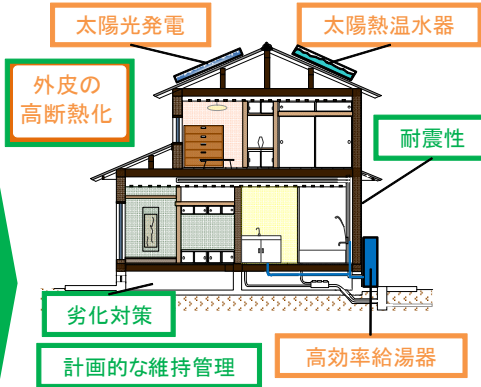


共通ルールの設定

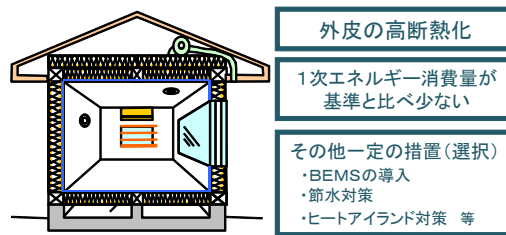
- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象(住宅)のイメージ



補助対象(建築物)のイメージ



長寿命型

長期優良住宅

1戸当たり
補助対象費用の1/2かつ
100万円を限度に補助

高度省エネ型

ゼロエネルギー住宅
認定低炭素住宅

1戸当たり
補助対象費用の1/2かつ
(ゼロエネ住宅) 165万円
(低炭素住宅) 100万円
を限度に補助

優良建築物型

認定低炭素建築物等
一定の良質な建築物

補助対象費用の1/2かつ床
面積1㎡当たり1万円を
限度に補助

新たな木材需要創出総合プロジェクト事業
(木づかい協力業者による木材利用の促進)

1. 目的

建築物等での木材利用の幅広い拡大による新たな木材需要の創出とともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等に対して支援し、林業の成長産業化の実現を図る。

2. 内容

木づかい協力業者による木材利用の促進

事業主体は、地域材の利用拡大のモデル的な取組を行う「木づかい協力業者グループ」の選定、取組の成果の取りまとめ等について検討するため、学識経験者等からなる検討委員会を設置する。

工務店等の川下と川中・川上が連携した「木づかい協力業者グループ」が行う地域材の利用拡大のモデル的な取組を公募し、審査・選定された活動を支援する。

事業の成果等を取りまとめた報告書を作成・公表し、成果の普及に取り組む。

3. 事業主体

民間団体等

4. 補助率

国費 定額



インスペクションを活用した住宅市場活性化事業

1. 目的

既存住宅インスペクション・ガイドライン」に基づくインスペクションの普及に伴い、住宅情報（基本的な図面情報等）について得られる機会が増えているところであるが、個々の事業者による保管に留まっており、消費者による適切な維持管理や住宅関連ビジネスでの活用が十分図られていない。また、より簡便かつ精度の高いインスペクション技術へのニーズが高まっているところである。

このため、インスペクションによる住宅情報の蓄積・活用と、インスペクション技術の開発・高度化により、既存住宅の適切なメンテナンス・流通等を促進し、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。

2. 内容

①インスペクション技術の開発・高度化に関する事業

現況の把握が難しい住宅の部位や、瑕疵の多い事象について、簡便に精度の高いインスペクションを行うため、非破壊による検査技術等、新たな技術開発や既存技術の高度化を図るとともに、開発・高度化した技術の実用化のための取組みに対して支援を行う。

②インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業

住宅所有者が維持管理等に容易に活用でき、また、住宅所有者と多様な住宅関連ビジネスを繋ぐプラットフォームとしても利用できるような住宅情報の整理・蓄積・活用のための取組みに対する支援を行う。

3. 事業主体

民間事業者等

4. 補助率

定額補助

5. 事業期間

平成27年度～平成29年度

6. 平成27年度概算要求額（国費）

3.6億円

住宅資産活用推進事業の創設

1. 目的

高齢者等が保有する住宅資産の活用を促進し、子育て世帯や高齢者世帯等のライフステージに応じた住み替えを円滑化するために、住宅資産の活用について助言する専門家の育成及び相談体制の整備を支援する。

2. 内容

① 高齢者の住宅資産活用のための相談体制の整備

高齢者の住宅資産の活用方法について中立的な立場の専門家に相談できる体制を整備する取組に対して支援する。

② 住宅資産の活用推進のための専門家の育成

高齢者の住宅資産の活用方法に関する専門家を育成する方法を確立する事業に対して支援する。

3. 事業主体

民間事業者等

4. 補助率

定額

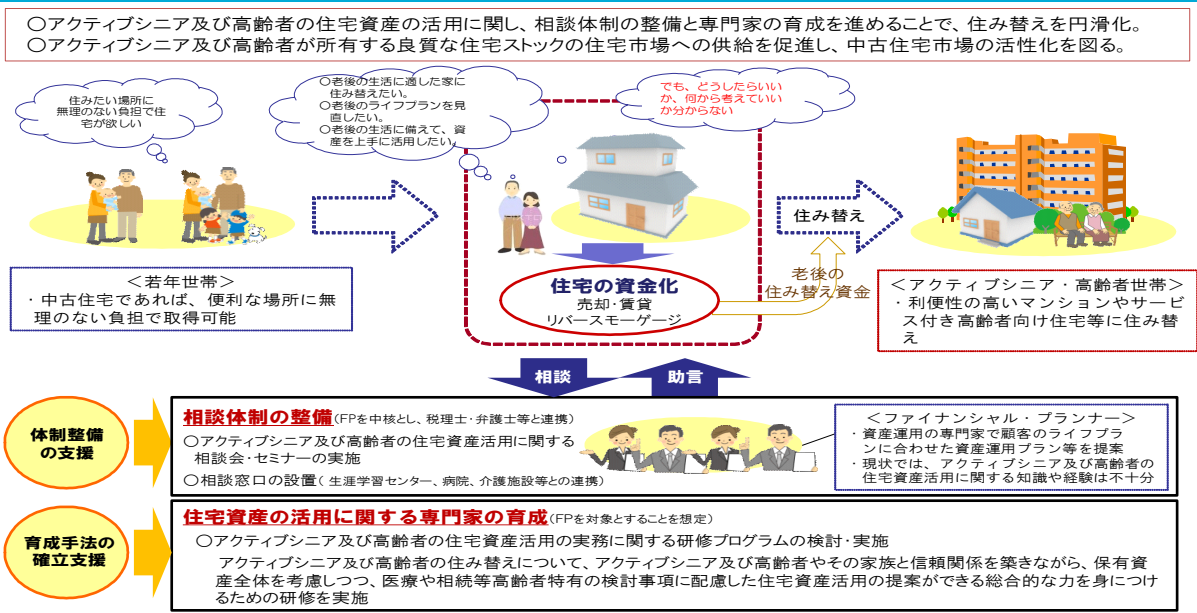
5. 補助期間

平成 2 7 年度～平成 2 9 年度

6. 平成 2 7 年度予算額 (国費)

0. 5 億円

住宅資産活用推進事業



多様な消費者ニーズに対応した中古住宅取引モデルの検討

1. 目的

中古住宅の質に係る情報等を明らかにした上で取引を行うために、売主側、買主側それぞれの宅建業者等に求められる業務（建物検査、瑕疵保険の活用等）を中古住宅取引の標準的な取引モデルとして整理し、新たなスタンダードとして市場への定着を推進することにより、増大する空き家の活用、消費者が安心して取引できる取引環境の整備、市場の透明性向上を図る。

2. 内容

売主側、買主側それぞれの立場から宅建業者に求められる業務（エージェント業務）に係る共通ルール・取引時における関連サービス活用のあり方を分析し、先進的事業者のみならず、一般の宅建業者が実施可能な標準的取引モデルとして整理し、全国での定着を図る。

多様な消費者ニーズに対応した中古住宅取引モデルの検討

中古住宅の質に係る情報等を明らかにした上で取引を行うために、売り主側・買い主側それぞれの宅建業者等に求められる業務（建物検査、瑕疵保険の活用等）を中古住宅取引の標準的な取引モデルとして整理し、新たなスタンダードとして市場への定着を推進することにより、増大する空き家の活用、消費者が安心して取引できる取引環境の整備、市場の透明性向上を図る。

背景・問題意識

- 消費者は空き家を含む中古住宅について、建物の質に対する不安を感じる事が多く、また、リフォームにより機能向上させる方策についても知見が乏しいため、中古住宅の購入を躊躇する傾向にあり、良質な中古住宅の流通や価値の向上が進まない原因となっている。
- このため、宅建業者により、住宅の質やリフォームプラン等を客観的に明示するサービス・制度を活用した取引が進められる必要があるが、このようなサービス・制度の活用については様々な先進的取組が生まれつつあるものの、大部分の中小宅建業者においては、そのような知見、成功事例やノウハウが蓄積されておらず、取引時の売り主側・買い主側宅建業者の役割分担も整理されていないため、市場への定着が進んでいない。

施策内容

売り主側、買い主側それぞれの立場から宅建業者に求められる業務（エージェント業務）に係る共通ルール・取引時における関連サービス活用のあり方を分析し、先進的事業者のみならず、**一般の宅建業者が実施可能な標準的取引モデルとして整理し**、全国での定着を図る。

- ・各地域における先進的取組事例等の調査・分析
- ・有識者等による検討委員会の開催
- ・宅建業者等への周知

取引時に活用すべき各種制度・サービス

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の創設(不動産取得税)

1. 目的

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、買取再販事業者に課される不動産取得税の特例措置を創設する。

2. 内容

買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、個人に対し住宅を再販売する場合、買取再販事業者に課される不動産取得税を軽減する。

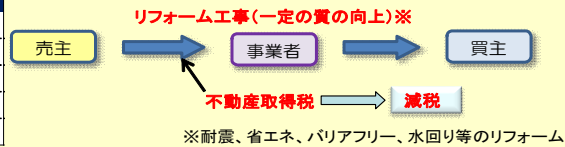
買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の創設(不動産取得税)

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合、買取再販事業者に課される不動産取得税の特例措置を創設する。

結果の概要

- 買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合、買取再販事業者に課される不動産取得税を軽減。
- 具体的には、当該税額から当該住宅の築年月日に応じた以下の額に税率を乗じて得た額を減額。(適用期間:H27.4.1~H29.3.31)

築年月日	金額(万円)
平成9年4月1日~	1,200
平成元年4月1日~平成9年3月31日	1,000
昭和60年7月1日~平成元年3月31日	450
昭和56年7月1日~昭和60年6月30日	420
昭和51年1月1日~昭和56年6月30日	350



施策の背景

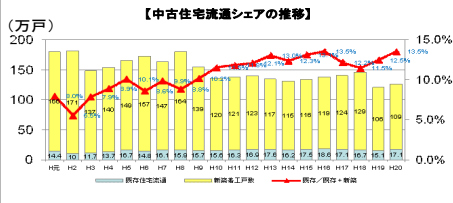
日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

中短期工程表「立地競争力の更なる強化」、
「国民の「健康寿命」の延伸」

・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増
【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】

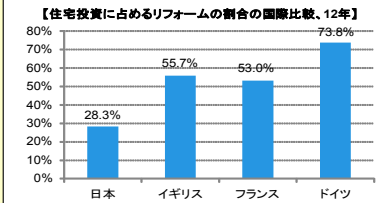
中古住宅流通の現状

全住宅流通量に占める中古住宅の流通シェアは約13.5%であり、欧米諸国と比べると低い水準



リフォーム市場の現状

我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は28%で、欧米諸国と比較して小さい



1.住宅・土地統計調査(総務省)、住宅着工統計(国土交通省); 2.日本(2012年):国民経済計算(内閣府)及び(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる推計値、イギリス・フランス・ドイツ(2012年):ユーロコンストラクト資料

地域優良賃貸住宅整備事業の拡充（PPP／PFI事業に係る拡充）

1. 目的

民間事業者のより積極的な参入・新たな提案を促すとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地域優良賃貸住宅整備事業における民間活力導入（PPP／PFI）の取組みに対して支援する。

2. 内容

BOT方式^{*}により実施する地域優良賃貸住宅整備事業について、民間事業者に対する補助制度を導入する。

※BOT方式：民間事業者が住宅の建設等を行い、一定期間維持又は管理した後に、地方公共団体が当該住宅の所有権を取得する方式

3. 事業主体

民間事業者

4. 補助対象

民間事業者が実施する地域優良賃貸住宅（公共供給型）の建設・買取りに要する費用

地域優良賃貸住宅整備事業の拡充（子育て支援策の充実）

1. 目的

子育て世帯に対する居住面での支援を強化するため、地域優良賃貸住宅整備事業において、入居対象者を拡大するとともに、戸建空き家等を子育て仕様に改修した地域優良賃貸住宅（以下「地域優良賃貸住宅（子育て支援タイプ）」という。）の供給に係る取組みを支援する。

2. 内容

（1）地域優良賃貸住宅の入居対象者について、以下の拡充を行う。

1）入居対象世帯となる「子育て世帯」の範囲の拡充

現行：「同居者に18歳未満の者がいる者」

拡充：「同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる者」

2）入居対象世帯への新婚世帯の追加

「新婚世帯（配偶者※を得て5年以内の者であって、地方公共団体が別に定める要件に該当する者に限る。）」を追加。

※ 「配偶者」には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含むものとする。

（2）地域優良賃貸住宅（子育て支援タイプ）について、供給計画が満たすべき要件や補助対象等は以下のとおりとする。

1）要件、補助対象等

【要件】

- ・各戸の床面積： 75㎡以上（共同住宅の場合は55㎡以上）
※地域の実情を勘案して、地域優良賃貸住宅の認定権者が引上げ又は引下げを行うことができる（ただし、55㎡（共同住宅の場合40㎡）を下限とする）。
- ・築年数： 昭和56年6月1日以降に着工したものであること。
または、既存住宅に係る耐震等級が1以上であること。ただし、個別の事情を勘案し、地域優良賃貸住宅の認定権者が認める場合には、この限りではない。

【補助対象】

- ・地方公共団体が買取り又は借上げを行う場合 改良費全体
- ・民間事業者等（公社等、都市機構を含む）が買取り又は借上げを行う場合 改良費の2/3

※ 改良費に含まれるものは以下の工事とする。

省エネ性能向上、バリアフリー化、防犯性能向上（侵入防止性能の高い建具、セキュリティシステム等）、安全性能向上（事故防止に配慮した構造等）、耐震性向上、防音性・遮音性の強化、間取りの変更、設備の改善・更新等

【対象額】

- ・標準主体附帯工事費の20/100（低層の場合）、30/100（3階以上等の場合）
- ・住戸面積が125㎡を超える場合は、面積按分により、125㎡に相当する部分に係る額

※ ただし、住宅の耐震改修を行う場合、戸建て住宅にあつては32,600円/㎡、共同住宅にあつては47,300円/㎡（密集市街地内の延焼の危険性の高い建物で防火改修工事を併せて行う戸建て住宅については1.5倍）を交付対象限度額として上記に加算する。

【その他】

- ・ 地方公共団体が定める期間（少なくとも3か月間以上）は、子育て世帯及び新婚世帯に限って募集を行うものとする。

2) 周辺環境整備への支援

概ね300戸又は概ね5ha以上の区域において5戸以上の地域優良賃貸住宅（子育て支援タイプ）の供給が行われる場合において、地方公共団体等が防犯等子育て環境の向上に資する周辺環境整備を行う場合について支援を行う。

【支援対象】

- ・ 防犯設備（防犯カメラ、防犯システム等）、事故防止のための設備その他子育て環境の防犯性・安全性向上のための環境整備のための費用で国土交通大臣が認める費用

※地方公共団体のまちづくり条例や防犯まちづくり計画等に基づいて定められた整備対象地域におけるものに限る。

※団地から最寄りの保育施設、幼稚園、小学校、広場・公園、バス停、駅等に至る経路上におけるものに限る。

【対象額】

- ・ 地方公共団体が整備を行う場合 整備費全体
- ・ 民間事業者等が整備を行う場合 整備費の2/3

3. 事業主体

民間事業者等、地方住宅供給公社等、地方公共団体、（独）都市再生機構

4. 補助率

概ね45%